

令和4年8月太子町教育委員会（臨時会）
会 議 録

令和4年8月23日、午後1時より太子町教育委員会を役場行政棟3階ホール（災害対策室）に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 本日の会議録署名委員指名

第3. 議 事
議案第45号 教育長の辞職について

第4. そ の 他

2. 本日の会議に出席した教育委員

教育長職務代理者	福田 秀樹
委員	福本 充治・杉本 泰代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 次 長	栗岡 正則
管 理 課 長	改野 学由
社会教育課長	大谷 康弘
文化推進課長	田村 三千夫
管 理 課 係 長	武中 俊明
管 理 課 主 査	太田 祐一朗

4. 本日の会議を欠席した事務局職員

教 育 長	檜野 正樹
-------	-------

●開会・教育長あいさつ

教育長職務代理 定刻になりましたので、令和4年8月の臨時教育委員会を始めさせていただきます。
教育長は欠席と事務局から聞いておりますので、私が教育長職務代理として議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●本日の会議録署名委員指名

教育長職務代理 続いて、本日の会議録の署名委員について、福本委員と杉本委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

●議事

教育長職務代理 次に、議事に移ります。
議案第45号「教育長の辞職について」です。
教育長より8月22日付けで、辞職の願い出がありました。

＜辞職願を朗読＞

教育長は、本日欠席されておりますが、法律の条項を確認します。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6号に基づき、教育長及び教育委員は自己の一身上に関する事件又は従事する業務に直接の利害関係がある件については、議事に参与することができません。従って、議案第45号は教育長が議事に参与することができません。

また、同法第10条に「教育長及び教育委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる」とありますので、教育長の辞職に同意するかどうか教育委員会にお諮りします。

各委員はご意見、ご質問はございますか。

委 員 これほどまでに各方面にご迷惑をおかけしている状況で何のコメントも発せられず辞職願が提出されたことについては、いかがなものかと思えます。

何らかの形で公に謝罪をしてほしいと思えます。

教育次長 8月25日木曜日に、3ヶ月に1回の定例記者会見が予定されております。定例記者会見は、本来、町の行事や施策を発表し広く周知を行う場であります。
教育長がその場に出席する判断をされるかどうかは分かり兼ねますが、事務局としては見守るしかないものと思っております。

教育長職務代理 他にご意見、ご質問はございますか。

委 員 辞職願については、教育長がお決めになったことですので受け入れたいと思えます。
ただし、当該委員への謝罪などはあって然るべきではないかと思えます。

教育長職務代理 他にご意見、ご質問はございますか。

無いようであれば、議決させていただきます。

議案第 45 号について、同意される委員は挙手をお願いします。

＜全教育委員が挙手＞

教育長職務代理

本議案は、同意となりました。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項によると、「教育長及び教育委員は、自己の一身上の都合による議事には参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」とされています。

本来であれば、教育長には発言の機会が与えられておりますが、欠席ということは、何も意見を述べられないということではよろしいでしょうか。

事務局は、何か聞いておられますか。

教育次長

本日、体調不良のため欠席させていただきたいという旨、聞いております。

教育長職務代理

分かりました。

本来、私から議決内容を教育長にお伝えする必要がありますが、体調不良ということで、事務局よりお伝えいただくということでよろしいでしょうか。

教育次長

承知いたしました。

教育長職務代理

お願いいたします。

続きまして、教育長は欠席されていますが、この問題について教育委員会として総括をする必要があると考えます。

そこで資料をご確認いただきたいのですが、「なぜこんな問題が起きたのか。問題点と原因は何なのか。」「このような問題が起きないようにするためにはどうすればよいか。」という 2 つの点で考えていきたいと思えます。

私たちは、7 月の定例教育委員会で当該教育委員より提出された辞職願に関する議決の中で 4 つの付帯意見を盛り込みました。

1 つ目は、今回の事案は教育委員会として大変重大な人権問題であると認識すること。

2 つ目に、セクシャルハラスメントの人権侵害を受けた当該委員の精神面、体調面を考えたとき限界に近いことが、連れ合いにより報告を受けている。本来ならば、人権侵害を受けた側が辞職することでは根本解決にはならないのであるが、当該委員の願いを受け、やむを得ず同意すること。

しかし、これで問題解決としてはいけないということで、さらに 2 つの意見を付帯しました。

3 つ目として、特別職にセクシャルハラスメントの疑いが生じたことについて、任命権者である町長に問題解決に責任を持って取り組むことを教育委員会として要求すること。

4 つ目として、今回の人権問題で、太子町の教育行政は、大きな信頼を失うことになる。その影響は計り知れない。また、教育長は、揖龍人権教育研究協議会会長でもあり、人権教育を一番に推進する立場にある。そのことを十分自覚し、自ら教育長としての進退を含め、責任ある行動をとることを要求するというものです。

そうした中で、長引いたものの、教育長からはご自身の進退については、このように辞

職願を提出されました。このことは、真摯に受け止めたいと思います。

また、人権問題と認識し町長に対しても問題解決へ取り組んでいただくよう申し入れをしておりますので、教育委員会としてもしっかり総括に向けて協議したいと思います。まず、「なぜこんな問題が起きたのか。問題点と原因は何なのか。」について協議を行いたいと思います。

初めに、セクシャルハラスメントに対する捉え方についてです。

当初より私たちはこの問題を人権問題であると位置付けたわけですが、教育長は、セクハラ行為をしていないと主張されています。

私たちとしてもセクシャルハラスメントについて、今一度考えなければならないと思います。各委員はどのようにお考えでしょうか。

委 員 今回の件に限らず、上の立場の方にとっては普通の行為でも、下の立場の者にとってはそうではないことがあるということを認識して行動することが必要だと思います。

委 員 その行為がセクシャルハラスメントにあたるかどうかということは、個人の考え方によるところだと思います。今回の問題でセクシャルハラスメントに関する認識をしっかり持たなければならいと改めて感じました。

今回の問題に関しては、当該委員がセクシャルハラスメントだと感じたのであれば、人権問題として考えなければならないので、上の立場の方には特にしっかりとした人権感覚を持っていただきたいと思います。

教育長職務代理 特別職という立場の方は、特に高い人権意識を持たなければならないと思います。

教育長も、7月の定例教育委員会内でセクシャルハラスメントは、「“相手がどう感じたか”ということが重要である。」ということをおっしゃられていました。

教育委員会は、教育行政を推進し、子どもたちに対して人権教育を行っていく中心とならなければなりません。その教育委員会の長である教育長の人権感覚は厳格でなければならないということをこの場で確認させていただきたいと思います。

実際に人権教育を行っている現場の先生方のことを思うと、教育委員会は不信感を持たれるようなことはしてはいけなと私自身も痛切に感じました。

それでは、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長職務代理 先ほど委員の意見にも、教育長から当該委員への謝罪に必要性についてありましたが、私たちは町長へも問題解決をお願いしておりました。

町長の当該委員に対する対応についても、私たちは注目しなければならないと思います。そのことについて各委員ご意見はございますか。

委 員 客観的に見て、自らは特段行動せずに当事者間に任せているということが、町長のこれまでの方針だったように感じます。

改めて確認しますが、一般職の場合には然るべき機関にて審議がなされると思いますが、特別職の場合はそういったことが難しいということでもよろしいでしょうか。

教育次長 一般的には、任命権者である町長が罷免するか、町議会が問題提起していくということが考えられます。

委 員 町議会では百条委員会などの特別委員会で聞き取りを行ったりすることはできるかも

知れませんが、本当にそれしか方法はないのか、ここまで大きな問題になる前に町長が聞き取りを行ったりすることはできなかったのかということを思います。

教育長職務代理 教育次長に質問させていただきますが、教育長からこの問題について早い段階でお聞きになられていたのでしょうか。

教育次長 6月の初旬に教育長より伺っていましたが、教育長からのみのお話でしたので、その真偽を判断することはできなかったという状況でした。

教育長職務代理 その時期に町長はこの問題をご存知だったのでしょうか。

教育次長 教育長が町長に説明された後、私にも説明されたものと認識しております。

教育長職務代理 ということは、少なくとも町長は6月の初旬にはこの問題をご存知だったということです。

太子町には、「太子町長等倫理条例」というものがあります。この条例は、平成28年に特別職を対象とし、服部町長が公約に掲げて作られたものと伺っております。

この条例では、特別職としてどうあるべきなのかということが謳われており、“町民全体の代表者として、その品位や名誉を損なうような一切の行為を慎み”とされております。

特別職には、一般職のような審査機関が存在しないため、この条例が設けられているものと考えられます。

委 員 この条例で制定されているような事項はもちろんですし、規定されていないようなことでも町民の信用を失墜させるような行為は厳に慎まなければならないと思います。

今回の問題は、明らかに町民の信用を失墜させるものと思いますので、申し訳ない気持ちでいっぱいです。日頃から相談し合えるような風通しのよい教育委員会を作っていかなければならないと自戒の念に駆られております。

教育長職務代理 改めて、町長は6月初旬にはこの問題をご存知だったわけです。

町長は、教育長のみならず教育委員の任命権者です。当該委員が被害を訴えているわけですから、一番に寄り添って、事情を聞いたり謝罪をしたりすることはできなかったのでしょうか。

議会から辞職勧告決議案が提出される間に教育長を説得するのではなく、もっと早い段階で教育長を諭すようなことができていれば、当該教育委員はここまで傷つくこともなかっただろうし、これだけ傷付く人は増えなかったと思います。

当該委員が今回の問題を公にせざるを得ない状況に追い込まれたということを鑑みると、町長の責任はとても重いと考えます。

当該委員が辞職を決められた際、本人は役場へ足を運ぶことが困難であるため、ご家族の方が辞職願を町長のもとへお持ちになれましたが、町長はご用事があったのかお会いにはならず、副町長が対応されました。

しかしながら、その時点で町長は辞職願が提出されたことは認識されているはずです。当該委員とご家族は、その後何かしら連絡があるものと思っておられました。

しかし、現時点で何も連絡はありません。町長からは当該委員の状況把握も、教育長への指導等の進捗の報告もありません。

ご自身で倫理条例まで制定された服部町長なら、この問題が生じた当初に当該委員に寄

り添っていただくことはできなかったのかと思います。

そうしていたなら、教育長が会議等へ出席することをお断りされるといったことや、太子町の教育行政の信頼を損ねるといった教育現場の混乱は最小限に抑えられていたのではないかと思います。

私は、この点は大きな問題であると思っております。

委員
教育長職務代理

私も同じ思いです。

他にご意見などはございますか。

無いようであれば、続いて、任命権者の責任及び教育長の倫理観について協議したいと思います。

任命権者の責任としては、先ほどからも各委員より、「当該委員への配慮をすることはできなかったのか」といったことや、「教育長に対する指導等の対応は適切であったか」といったご意見を頂きました。

本日欠席している教育長にこのようなことを申し上げるのは失礼なのですが、ここで教育長の倫理観について意見を述べさせていただきます。

私は8月10日に福祉文教常任委員会の傍聴をしました。この場で教育長は、当該委員との酒席について、「私は楽しく過ごせたとし、当該委員も楽しくされていたのに、なぜこのようなことになっているのか。」といった趣旨の発言をされました。

私はこの発言を聞いてショックを受けました。当該委員は今回の問題を公にせざるを得なかったわけで、そのことによって謂れのない誹謗中傷を受ける可能性もあります。

そうした背景を鑑みると、教育長には相手の立場を慮る高い倫理観を持っていたほしいかったです。

各委員からご意見などはございますか。

各委員
教育長職務代理

ありません。

続いて、「教育委員会の議決」に対する町長の姿勢について協議をしたいと思います。今回の問題を受けて、教育委員会としても2件町長に対して申し入れを行っております。このことについて、何かご意見はありますか。

委員

今回の問題では、教育委員会も含め、住民の皆さまへの説明責任は問われるものと思います。8月25日に定例記者会見が予定されているとのことで、その説明責任を教育長自身が果たされるのか、町長がなさるのかは分かりませんが、どちらにしても現状のような状況となったことについては、私自身も心苦しく感じているところです。

教育長職務代理

現在、7月定例教育委員会で議決した「任命権者として問題解決に責任を持って取り組んでほしい」ということと、8月定例教育委員会で議決した「教育委員の再任」に関する要望の両方を町長へ申し入れをしているわけですが、そのことについて町長から各委員へご連絡はございましたか。

委員

町長からお電話を1度いただきました。その内容は、9月町議会に上程される新たな教育委員の同意案についての報告で、1、2分間の事務的な内容でした。教育長の問題については、何もお話しはありませんでした。

委員

私も町長からお電話を1度いただきました。内容は、教育委員の同意案についてです。8月定例教育委員会で議決した福田委員の再任の要望については、意に沿えないといっ

た内容のお話がありました。電話の内容はその報告のみでした。

教育長職務代理 教育委員会から町長へ申し入れをした内容について、7月定例教育委員会で議決した「任命権者として問題解決に責任を持って取り組んでほしい」という要望に対する十分な説明、回答は現状では無いという状況ですね。

一方、8月定例教育委員会で議決した「教育委員の再任」に関する要望については、要望内容と異なる方が町議会へ上程されるということを確認させていただきます。

町長は、昨年度から「教育委員会の独立性」を大切にしたいとおっしゃられていましたので、教育委員会の議決内容や要望をもっと尊重していただきたいと思います。

他にご意見などはございますか。

無いようであれば、続いて、「このような問題が起きないようにするためにはどのようにすればよいか」という観点で協議をしたいと思います。

今回の問題について、学校現場への説明は必要だと思われますか。

委 員 現場の先生方はもちろんのこと、保護者や児童生徒に対して説明することも必要ではないかと思います。

委 員 児童生徒も今回の問題を何らかの形で見聞きしていると思います。人権問題でもありませんし、教育委員会としての対応を児童生徒や保護者へお伝えする場は必要ではないかと思います。

教育長職務代理 学校園長に対して、今回の一連の経緯を説明する必要はあると思います。

しかしながら、当該委員への配慮も必要となることから、児童生徒や保護者に対して広く周知するということは慎重に考えなければなりません。その方法については今後、検討してまいりたいと思います。

本日は、一連の問題について協議いただきましたが、最終的には協議内容を集約し、教育委員会として総括を町長へ提出する必要があると考えますがいかがでしょうか。

委 員 今後、同じことを繰り返さないためには、総括し文書にまとめ明確化することは必要だと思います。

教育長職務代理 総括の内容としては、「町長には任命権者として当該委員への謝罪と説明責任を果たしていただきたい」といった内容を盛り込んではどうかと思います。今回の問題点を明確化し、再発しないように人権啓発、人権教育に取り組んでいただきたい等の意見を盛り込む必要があると思います。

本日すべてをまとめ切ることは難しいと思いますが、協議した意見を中心に総括を作成していくということでよろしいでしょうか。

委 員 いいと思います。

また、町ホームページ上で公表されておりますが、7月中旬に町議会議長から今回の件に関して説明するように要求書が教育長に対して提出されています。教育長は口頭で回答されたとありましたが、町民の皆さまに対して何ら説明はありません。最低限、教育委員会として謝罪をする必要はあるのではないのでしょうか。

教育次長 その件については、町全体で行うべきなのか、教育委員会単独で行うべきなのか、検討が必要です。当然、町民の皆さまには何らかの形でお伝えしなければならないと思います。

教育長職務代理 それでは、その件については検討をお願いします。今後、今回の問題に関して総括をまとめ上げ、案が作成でき次第改めて委員の皆さまにお諮りし、町長へ申し入れを行うと
各委員 いうことを確認させていただきますがよろしいでしょうか。
結構です。

●その他

教育長職務代理 以上で本日の議事は終了となりますが、その他報告等がありますか。
管理課長 9月町議会で上程予定の教育委員の任命に関する同意案について確認させていただきます。
8月3日の定例教育委員会で「福田教育委員の再任を求める要望書」が議決されました。
会議終了後に事務局から町長の秘書に事前に通知を行い、その日のうちに町長ご本人にお渡しいただいていることを確認しております。それから、9日には教育長と福田委員以外の教育委員から町長へ当該要望書を直接手渡ししていただきました。
そのような状況ではありましたが、先ほどの協議の中で各委員からもありましたように、要望書と異なる人物が同意案として上程される予定です。
事務局には、16日に町長から通告がありました。先ほどのお話では各委員にも町長からお電話で連絡があったということですが、教育委員の皆さまが報告を受けたのも16日でしょうか。
各委員 間違いありません。
管理課長 事務局に対して、新教育委員の人選について相談ではなく、通告という形でしたが、各委員に対しても同様でしたでしょうか。
各委員 そのとおりです。
管理課長 職務代理者に対しては、連絡はありましたか。
教育長職務代理 私には、町長から直接の連絡はありませんでした。
管理課長 それでは、今回の同意案の人選については、事務局を含めて教育委員会全体として町長から相談を受けた人は誰もいないということでしょうか。
各委員 そのとおりです。
管理課長 町長から通告のあった同意案は、教育委員会で議決した要望書の内容と全く異なるものであると認識していますが、間違いないでしょうか。
各委員 教育委員会の要望は全く反映されていないと理解しています。
教育長職務代理 他に報告はありますか。
管理課長 続いて、新型コロナウイルス感染症関係の内容を報告させていただきます。
＜学校現場における新型コロナウイルス感染症の状況について説明＞
また、現在、新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖や学年閉鎖については当該学校名や学年等の情報は公表しておりませんでした。
たつの市とも協議を行いました。新型コロナウイルス感染症に対する社会情勢の変化等を考慮し、インフルエンザと同様の取扱いとし、公表することとしたいと考えております。委員の皆さまのご意見はいかがでしょうか。

委 員 これだけまん延している状況ですから、地域全体が正しく状況を把握することに繋がる
と思いますので、公開としていただく方がいいと思います。
ただし、誹謗中傷に晒されることのないよう、配慮が必要であると思います。

委 員 私も公開でいいと思います。

管理課長 委員がおっしゃられました通り、新型コロナウイルスに感染した子どもたちが悲しい思
いをしないように人権教育を並行して進めていくことは大前提となります。
それでは、2 学期から適用させていただきます。

教育長職務代理 他に何かございますか。
無いようであれば、以上で 8 月臨時教育委員会を終了させていただきます。お疲れ様で
した。

令和 4 年 8 月 23 日 午後 2 時 00 分閉議